

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2024年4月)」
の「別添資料11 業務実施契約(単独型) 公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限(時刻)までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知：2024年7月5日(金)までに個別通知
提出されたプロポーザルをJICAで評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023年6月30日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023年7月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- | | |
|------------------|---------|
| (1) 業務の実施方針等： | |
| ① 業務実施の基本方針 | 16点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4点 |
| (2) 業務従事者の経験能力等： | |
| ① 類似業務の経験 | 40点 |
| ② 対象国・地域での業務経験 | 8点 |
| ③ 語学力 | 16点 |
| ④ その他学位、資格等 | 16点 |
| | (計100点) |

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	インドネシア及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

世界で発生する地震災害による犠牲者数の殆どは、開発途上国における脆弱な建物の倒壊によってもたらされている。2023年にはトルコ・シリア（犠牲者 56000人）、モロッコ（犠牲者 2000人）、アフガニスタン（犠牲者 2500人）等、大規模な地震災害が次々に発生しており、地震災害による犠牲者をどのようにして減らすかが、世界の地震防災の当面の課題となっている。

本事業の対象国であるインドネシアは、世界最大の地震災害国の一つであり、プレート境界には2004年のスマトラ沖大地震を始めとする巨大地震が多発し、耐震性の低い組積造の住宅に暮らす多数の住民が犠牲となった。都市の大きな建物は耐震化が進んでいるが、一方で、中小建物は住宅同様に耐震性が低い。

こうした巨大地震による災害リスクの低減のためには、根本的な地震災害軽減策は建物の強靱化であり、その為の耐震設計や補強方法の研究が進んでいるものの、経済力の乏しい開発途上国では、耐震性の高い建物の普及には長い時間を要する。前述のように建物が脆弱な環境下で、地震による人命を失わない為の方策は、緊急地震速報の発信により、建物が倒壊する前に屋外又は安全空間に避難することである。日本では、大地震の際に避難行動をより早く促すための手段として緊急地震速報が実用化されており、脆弱な建物が多い開発途上国でも、緊急地震速報によって命を救える可能性がある。加えて、緊急地震速報を活用したエレベーター、病院、工場等の自動停止や非常用電源への切り替えなど事業者における利活用の可能性もある。

本事業は開発途上国の地震観測網の性能改善と性能に即した即時地震動予測システムの開発、様々な通信手段を活用した警報伝達システムの開発、建物の脆弱性と人々の生活様式に即した緊急避難の指針作成の3要素からなるエンド・ツー・エンドの緊急地震速報・避難システムを開発し、インドネシアのパイロット地域で実証、その後、インドネシア全土に整備し、多くの開発途上国にも適用することで、

地震災害軽減のための国際的な課題解決を目指すものである。

7. 業務の内容

本業務従事者は、科学技術協力（SATREPS）事業の趣旨・目的・制度及び手続き等を十分に把握の上、調査団員として派遣される予定の、JICA職員、日本側研究者、JST等と協力・協議・調整しつつ、災害・防災に関連する情報、及び評価6基準（妥当性、整合性、有効性、効率性、インパクト、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。本業務従事者は、他の調査団員が収集・分析した情報について団内での情報共有を図り、担当分野に係る調査事項を含めた報告書（案）を作成する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）準備業務（2024年7月下旬～2024年8月中旬）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
- ② JICA及び日本側研究者との勉強会に参加し事業内容について確認するとともに、対象国で実施されている防災関連の他のJICA事業等からの防災関連の情報収集を行う。
- ③ 上記①及び②を踏まえ、担当分野にかかる調査方針・計画（案）を作成する。また、担当分野の観点から、リスク管理チェックシート（案）の作成に係る必要情報を整理するとともに、JICAによる調査対処方針（案）の作成に協力する。なお、リスク管理チェックシート（案）のフォーマットはJICAから提供する。
- ④ インドネシア側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。作成した質問票（案）は、現地派遣前にJICAに提出する。（JICAを通じて事前に先方関係機関等へ配付することを想定しています）。
- ⑤ 評価6基準の観点から、プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operations）（いずれも和文・英文）、事業事前評価表（案）（和文）を検討する。その他、現地での協議用資料等の作成に協力する。
- ⑥ JICA職員が作成する、対処方針（案）、Minutes of Meeting（M/M）（案）、Record of Discussions（R/D）（案）について、担当分野の観点からコメン

トする。なお、M/M、R/Dは各国で確認し、署名・交換する。

⑦ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務 (2024年8月中旬～2024年9月中旬)

① JICAインドネシア事務所等との打合せに参加する。

② インドネシア側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、議事録を作成する。

③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、情報・資料を収集・分析し、主に次の項目に関する現状と課題を整理する。

ア) 要請背景・内容

イ) 関連する開発計画、政策、制度

ウ) 関連各組織

(a) 所掌業務、組織体制、根拠法

(b) 人員体制

(c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制

(d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み

(e) 計画・実施中の事業

(f) 周辺国・地域内での連携体制

エ) インドネシアにおける地震情報とその利用に関わる現状と課題

(a) 地震観測

(b) 地震解析、地震警報発信

(c) 地震警報伝達

(d) 地震情報の利活用ニーズのある事業者

(e) 避難行動指針

(f) 防災計画、地方防災計画やそれらの制度

(g) 防災教育の普及状況や地方政府・住民等の防災リテラシー

オ) 本プロジェクトに関連するEU、世界銀行、NGO等の活動動向、連携の可能性

カ) 社会実装に向け、想定されるニーズ及び課題

キ) 当該国における機材調達時の留意事項

ク) ジェンダー主流化のための指標・活動

- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D：Record of Discussions）を他調査団員とともに検討する。
- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM（案）の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス¹を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
- ⑥ 実施機関に対するR/D（案）を含むM/M（案）の説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑦ 評価6基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）の作成に協力する。
- ⑧ 担当分野に係る現地調査報告書の原稿作成を行う。
- ⑨ 担当分野に係る調査結果をJICAインドネシア事務所等に報告する。

（3）整理業務（2024年9月下旬～2024年10月中旬）

- ① 帰国報告会、社内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② 収集資料を分析・整理する。
- ③ プロジェクトを巡る状況分析や評価6基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他調査団員とともに取りまとめる。
- ④ 評価6基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。
- ⑤ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

¹ [技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA](#)

(1) 業務完了報告書

2024年10月18日(金)までに提出。

次の①～③を添付し、電子データにて提出する。

- ① 事業事前評価表(案)(和文)
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)
- ③ 調査における面談議事録・収集資料一式

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2023年10月(2024年4月追記版))」の「X I. 業務実施契約(単独型)」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.htm>
↓

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は2024年8月12日～9月13日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に2週間先行して現地調査を開始し、JICA調査団の帰国後7日間の追加現地調査を予定しています。この日程は、今後勉強会等を通じて詳細が検討され、変更される可能性があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括(JICA)
- イ) 協力企画(JICA)
- ウ) 研究総括(京都大学)
- エ) 研究協力(日本側研究者チーム)

- オ) 研究主幹 (JST※)
- カ) 研究企画 (JST)
- キ) 評価分析 (本コンサルタント)

※国立研究開発法人 科学技術振興機構

③ 便宜供与内容

JICA インドネシア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳傭上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部防災グループ防災第二チームから配付しますので、gegdm@jica.go.jp 宛にご連絡ください。
 - ・要請書 (英文)
 - ・案件概要表 (和文)
- ② 本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。
 - ・2024年度SATREPS新規採択案件の決定について
https://www.jica.go.jp/information/press/2024/20240418_41.html
 - ・防災 研究課題一覧 | SATREPS 地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム (jst.go.jp)
https://www.jst.go.jp/global/kadai/by-research-field/disaster_prevention/index.html
 - ・案件概要表の教訓に掲載した案件：インドネシアにおける地震火山の総合防災策 | SATREPS 地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム (jst.go.jp)

https://www.jst.go.jp/global/kadai/h2009_indonesia.html

<https://www.jica.go.jp/oda/project/0802752/index.html>

- ③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 配付資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則」

イ) 配付依頼メール

・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA インドネシア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」 (<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ること

ができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。

- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上